

別添

人・農地プランの具体的な進め方について

1 趣旨

人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（以下「中心経営体」といいます。）、当該地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表されるものです。平成24年に開始され、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」といいます。）第26条に、農地中間管理事業の円滑な推進を図るための手段として位置付けられています。

人・農地プランは、平成29年度末現在、1,587市町村において、15,023の区域で作成されています。この中には、地域の徹底した話し合いに基づいたプランが既に作成されている地域がある一方、地域の話し合いに基づくものとは言い難いものもあるところです。

その要因としては、将来農地の出し手となる者の個人名や対象農地などの詳細な記載を求めたことにより、人・農地プランに記載されると農業からの引退を迫られるように誤解させる面があったこと、市町村の農業関係職員が減少し、プランのコーディネートが十分にできていなかったこと、新規就農対策などの支援措置を活用するために必要な範囲でプランを作成している実態があったこと等によるものと考えています。

このため、人・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、市町村、農業委員会など関係者の参加の下で、アンケートや地図を活用し、地域の話し合いの場において、農業者が地域の現況と将来の地域の課題を関係者で共有することにより、今後の農地利用を担う中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成につなげていけるよう、以下の取組を推進するものとします。

2 人・農地プランの具体的な進め方

(1) 人・農地プランの実質化の要件

以下の①から③までが行われている人・農地プランを「実質化された人・農地プラン」とします。

① アンケートの実施

人・農地プランの作成に取り組む地区（以下「対象地区」といいます。）の相当部分について、おおむね5年から10年後の農地利用に関するアンケート調査が行われていること。

② 現況把握

対象地区において、アンケート調査や話し合いを通じて、農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況が地図により把握されていること。

③ 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成

対象地区を原則として集落ごとに細分化し、5年から10年後に農地利用を担う中心経営体に関する方針を定めること。

(2) 人・農地プラン作成の具体的な進め方

人・農地プランの作成は、以下の手続により進めるものとします。

① アンケートの実施

市町村や農業委員会は、対象地区の農業者に対して、その年齢、後継者の有無等を把握するため、(1)の①のアンケート調査等を行います。

② 地域の状況の地図化

市町村は、①のアンケート調査等で把握した地域における農業者の年齢別構成及び農業後継者の確保状況その他の必要な情報を地図に落とし込み、話合の際に活用します。

なお、農業委員会は、地図化に当たり、農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供を行います。

③ 地域の徹底した話合い

市町村は、地域の農業者等が集まる様々な会合を活用し、地域の話合いの場を設けます。地域の話合いに参加した農業者等は、②の地図を活用して農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況を把握し、(1)の③の中心経営体への農地の集約化に関する将来方針（以下「将来方針」といいます。）等について話し合います。

なお、農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員の地域の話合いの場への出席や当該話合いの場での農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供その他地域の話合いの円滑な実施のために必要な協力を行います。

④ 話合いの結果の取りまとめ及び公表

市町村は、市町村において効率的かつ安定的に農業経営を営む者その他の者によって構成する会議（以下「検討会」といいます。）を設け、その意見を聴いた上で、話合いの結果を取りまとめ、人・農地プランとして公表します（人・農地プランの様式は別紙1を参照してください。）。

(3) 人・農地プラン作成上の留意事項

地域の農業者及び市町村等の関係者が人・農地プランの作成に取り組む場合には、以下の事項に留意してください。

① (1)の①の「アンケートの実施」について

ア 人・農地プランの区域は、地域の実情に合わせて設定してください。ただし、話合いの単位としては、原則として集落が適当です。

既に市町村の区域全域で人・農地プランを作成している場合には、その区域を改めて変更する必要はありませんが、(1)の要件を満たす地区だけが「実質化された区域」となることに注意してください。

イ 「対象地区の相当部分」とは、アンケートに回答した農地の所有者又は耕作者の耕作面積が対象地区内の遊休農地を除く農地の少なくとも過半を占めていることとし、担い手への農地の集積が進んでいる市町村においては、より高い割合で回答を得るようにしてください。

ウ 「おおむね5年から10年後」とは、対象地区における農地の維持管理が困難になるおそれがあると想定される時期を地域の実情に応じて設定してください。例えば、現時点で後継者が十分確保できている地区であれば10年後、中山間地域など後継者が不足している地区であれば5年後、などと設定してください。

エ アンケートは必ずしも毎年行う必要はなく、想定している期間（5年

後、10年後、など)の経過前に見直してください。人・農地プランの見直しも毎年行う必要はなく、むしろ、見直さなくてすむ、しっかりしたものを作ることが必要です。

オ アンケートには、人・農地プランを実現させるために必要な項目を追加することができます。

例えば、以下のような項目が考えられます。これらはいずれもアンケートにおける必須項目ではありませんが、人・農地プランを実効性あるものにするためにはいずれも重要な項目です。

- (ア) 農地の貸付けに関する意向
- (イ) 農地中間管理機構の活用に関する意向
- (ウ) 地域外の人材の確保に関する意向
- (エ) 基盤整備の実施に関する意向
- (オ) 作物生産に関する意向
- (カ) 鳥獣被害防止対策に関する意向
- (キ) 災害対策に関する意向

カ 過去2年から3年の間にアンケートを実施している場合や、土地改良事業の近年の完了地区や実施中の地区又は実施予定地区で賃借の意向が既に把握できている場合等、アンケート以外の方法により将来の農地の利用の意向が把握できている場合は、改めてアンケートを実施しなくてもこれらの情報を活用することができます。

② (1)の②の「現況把握」について

ア 「地図」は、対象地区の農地利用の現況を客観的に把握するためのものであり、農地の出し手を特定するものではありません。ただし、地域の判断により、貸付け意向等を任意で記載することもできます。

イ 話合いに活用する「地図」には、必ずしも一筆単位で情報が記載されている必要はありません。また、例えば、近い将来の農地の出し手と受け手が色分けされた地図を活用して話合いが活性化している場合には、引き続きそのような地図を活用することができます。

ウ 地図の作成に当たっては、以下のシステムなどを活用することが有効です。

- (ア) 農地情報公開システム
- (イ) 農業委員会独自の地図情報システム
- (ウ) 水土里情報システム
- (エ) 市町村独自の地図情報システム
- (オ) 農協の地図情報システム

これらのシステムが活用できない場合には、当面、ほ場の境界線の入った模造紙の地図に手書き等で直接記載することも検討してください。

エ 地図を用いて現況が確認できれば、遊休農地のうち荒廃農地の非農地化の取組について検討することができます。

オ 「年齢階層別の就農の状況」は、5年から10年後の農地利用の在り方を議論する上で適切な形で示すことが必要です。例えば、「70歳以上の者の就農の状況」など、一定年齢階層以上の状況をまとめて記載することもできます。

カ 「農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況」は、地域の判断により、個人が特定されないように表記することができます。

③ (1) の③の「将来方針の作成」について

ア 「中心経営体」とは、

(ア) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」といいます。）第 12 条第 1 項に定める農業経営改善計画の認定を受けた者をいいます。以下同じです。）

(イ) 認定新規就農者（基盤法第 14 条の 4 第 1 項に定める青年等就農計画の認定を受けた者をいいます。以下同じです。）

(ウ) 集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織をいいます。以下同じです。）

(エ) 市町村の基本構想（基盤法第 6 条第 1 項に定める基本構想をいいます。以下同じです。）に示す目標所得水準を達成している農業者などが位置付けられます。

イ 養豚などの営農類型のような農地利用を行わない認定農業者については、対象地区の農地利用の話合いに参加してもらうことに無理があると考えられるので、アンケートの実施の過程で、後継者の確保状況などを含め、将来にわたって事業が安定的に継続される見込みが確認された場合には、必ずしも対象地区の話合いに参加しなくても中心経営体に位置付けることができます。

ウ 将来方針の内容としては、例えば、次のようなものが考えられます。

「A集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者 a、b が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。」

エ 将来方針を実現させるために必要と考えられる取組の方針は積極的に記載することが期待されます。

例えば、以下のような方針が考えられます。

(ア) 対象地区における貸付け意向のある農地の地番及びその面積

貸付け意向を確認した個々の農地の地番及び面積を記載します（意向を確認した農地を農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成 28 年 3 月 28 日付け 27 経営第 3278 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金要綱」といいます。）第 3 の 2 に定める農地利用最適化交付金の成果実績払の対象とする場合には、地番及び面積の把握が必要です。）

(イ) 農地中間管理機構の活用方針

例えば、次のようなものが考えられます。

「〇〇地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。」

「中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への再配分を進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。」

(ウ) 基盤整備への取組方針

例えば、次のようなものが考えられます。

「農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、〇〇地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。」

(エ) 作物生産に関する取組方針

例えば、次のようなものが考えられます。

「米、麦などの土地利用型作物についてはブロックローテーションに取り組むとともに、土地利用型作物以外に、〇〇地区を中心に収益性の高い〇〇や〇〇などの園芸作物の生産や、特産加工に向けた〇〇の生産に取り組む。」

(オ) 鳥獣被害防止対策への取組方針

例えば、次のようなものが考えられます。

「地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。」

(カ) 災害対策への取組方針

例えば、次のようなものが考えられます。

「水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、〇〇や〇〇などに取り組む。」

オ 細分化する「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定することができます。

カ 将来方針は、必ずしも（１）の②の「地図」に落とし込む必要はありません。また、「５年から１０年後に農地利用を担う中心経営体」と個々の農地とを対応させる必要はありません。

④ （２）の③の「地域の徹底した話し合い」について

ア 対象地区で現に耕作を行う中心経営体が引き受けられる農地面積と将来的に貸付け等が見込まれる農地面積を比較し、中心経営体が引き受けきれない農地をどうするか考え、話し合うことが有効です。

イ 地域の担い手の確保に当たっては、現状を固定的に考えないことも必要です。基盤整備を行って農地の条件を改善する、中山間地農業ルネッサンス事業（中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に定める事業をいいます。）等を活用して花き等の高収益作物を新たに導入して新たな担い手を確保するといった方針を検討してみてください。

それでも地域に担い手がない、又は不足するときは、話し合いの過程で市町村や農地中間管理機構に相談してください。農地中間管理機構には、当該地区の内外で農地の借受けを希望する者のリストがあります。また、市町村などで新規就農者支援を行っている場合には、これを活用することも検討してください。

また、市町村は、基本構想において定めている地域の目標所得水準が実情に合っているかどうか、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産事務次官依命通知）別紙 4 の第 1 の 1 の（５）に基づき農業関連事業を所得の計算に含めているか等を検証し、

地域の農地利用を担っている方を認定農業者として積極的に位置付けることを検討してください。

例えば、自ら行う農業のほか、地域の農作業を請け負うことにより、5年から10年後の将来にわたって認定農業者と遜色のない事業所得と労働時間を確保できると見込まれる農業者などは、農作業請負を関連事業とみて認定農業者として認定することが可能です。

ウ 将来方針を作成するに当たっては、農地の所有者、現在の利用者と将来の担い手とが話し合う場を設けてください。その場合、地域の農地利用の現在と将来についてより深く議論し、取組の実行性を高めるためにも、「現在の利用者」に入作者を含めるほか、「将来の担い手」として新たに地域で農業を行うことに意欲的な者（例えば、農地中間管理機構に対してその地域内での農地の借受けを希望している者、その地域内で新規就農を希望している者など）にも幅広く参加を働きかけていくことが大切です。

なお、これらの者がはじめから一堂に会すると議論がしにくいなどの事情があるときは、地域の話合いとは別に担い手同士が集まる場を設けたり、その場において、地域で信頼される利害関係のない第三者が、担い手同士の農地利用について調整役を担うなどの工夫を行ってください。

エ 地域の話合いを円滑に進めるために、必要な場合は、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、都道府県の普及指導センター、農地中間管理機構の現場コーディネーター等をコーディネーター役として活用することが有効です。また、コーディネーター役としては、行政経験のある地域の方を活用することも有効です。

特に、農業委員、農地利用最適化推進委員は、人・農地プランの実質化に向けた話合いにおいてコーディネーター役として中心的な役割を担うことが期待されます。

オ 話合いに当たっては、参加者の会議拘束時間の軽減を図るため、集落の寄合いや農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第3条第3項に定める農業者団体、地域運営組織等の会合など既存の話合いの場を積極的に活用することを考慮してください。

カ 将来の農地利用の在り方を真剣に議論していただくためには、その気運をどのように盛り上げていくのかが極めて重要です。このためには、時間軸を現在近辺より長期にとって考える環境作りが大切です。コーディネーター役は、必要に応じて、例えば、

(ア) 農地や水利等の整備の過去の経緯を示す（対象農地は先人が私財を投じて開墾した農地であることを思い起こさせるなど）

(イ) 市町村における人口や農業就業人口の将来見通しなどの客観データを示す

(ウ) 「自分の子供が農地を相続する時に集落はどうなっていて、子供は何を思うだろうか」など、将来の具体的な状況が目に見えるような質問を発する

(エ) アンケートとは別に、地域の実情に精通した方や地元の大学の先生の意見を、セカンドオピニオンとして聞く

などの手法を検討してください。

⑤ (2)の④の「話し合いの結果の取りまとめ及び公表」について

ア 検討会について

- (7) 検討会は、効率的かつ安定的に農業経営を営む者のほか、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等地域のコーディネーター役を担う関係機関が全体の相当数を占めるように構成してください。
- (イ) 検討会への女性農業者の参画は必須とし、検討会の構成員のおおむね3割以上は女性農業者で構成してください。
- (ウ) 検討会においては、地域の話し合いが適切に行われているか、担い手の意向が反映されているか等を審査するとともに、今後の地域の話し合い等が円滑に進むよう地域の農業者等に対する助言を行ってください。
- (エ) 市町村は、検討会での審査・検討の結果について記録を作成・保管するとともに、検討会で出された助言について地域へ情報提供してください。

イ 人・農地プランの変更

市町村は、人・農地プランを変更する場合には、中心経営体の名称等の変更や③のイに該当する中心経営体の追加等地域の話し合いと関係のない軽微な変更の場合を除き、(2)の④の手続をとってください。

ウ 人・農地プランの公表

市町村は、公表する人・農地プランの内容に中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報を含めようとする場合には、本人の同意を得るなど個人情報保護条例等に抵触することのないよう留意してください。

⑥ その他人・農地プランの実質化に当たって参考となる事項

ア 人・農地プランの実質化に取り組む主体、推進体制、コーディネーター役及び関係機関との役割分担については、市町村が、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等地域のコーディネーター役を担う関係機関と調整の上、例えば協定書の形で取りまとめて明確にすることを検討してください。

なお、人・農地プランの推進体制には、まず、人・農地プランの取りまとめ役である市町村と、必要な協力を行う農業委員会は、参加してください。

加えて、例えば、ブロックローテーションや新規就農の育成・確保等特色ある取組を行っている場合には農業協同組合や市町村公社、基盤整備の実施に向けた合意形成を行っている場合には土地改良区、農地中間管理事業の重点区域や農地中間管理機構の現場コーディネーターが貸付け意向の掘り起こしを行っている場合には農地中間管理機構、その他必要な場合には普及指導員等に参加していただくなど、地域の実情に応じた話し合いをサポートする体制を構築してください。

更に、各都道府県の農業法人協会等の担い手に関する団体についても、人・農地プランの話し合いの開催情報等を会員に周知し、積極的な参加を促すこと等を通じて連携を図るようにしてください。

イ 都道府県における推進体制は、都道府県、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等によって構成される農地中間管理事業を推進するための協議会等の既存の枠組の活用を検討してください。

また、都道府県は、管内における人・農地プランの作成の取組を支援するため、こうした既存の枠組も活用しながら、市町村及び地域のコーディネーター

ター役を担う関係機関に対して、地域の実情を踏まえた効果的な推進方法等について説明や助言を行うとともに、各地の取組等に関する情報の収集やその提供による普及啓発、市町村相互の意見交換の促進、普及指導員その他の都道府県職員による地域の話合いへの積極的な参加等について検討してください。

ウ 人・農地プランの作成に当たって活用できる補助事業は、以下のとおりです。

(ア) 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」といいます。）第2に定める事業

市町村が行うアンケートの実施、地図の作成、コーディネーター役への研修等に活用できます。

(イ) 農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第3の3に定める機構集積支援事業
農業委員会が行うアンケートの実施に活用できます。

(ウ) 交付金要綱第3に定める交付金

農業委員・農地利用最適化推進委員が、話合いに参加し、意向調査等の情報を報告する等の活動を行う場合に、活動や成果に応じて交付します。

(エ) 農業経営法人化支援総合事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3500号農林水産事務次官依命通知）第2の1の（1）に定める農業経営者サポート事業

普及指導員や営農指導員の経験者、行政経験のある地域の方などをコーディネーター役や中立的な立場で助言する専門家として派遣する場合等に活用できます。

⑦ 実質化された人・農地プランの検証

ア 実質化された人・農地プランは、作成するだけでなく、実行することが大切です。

このため、市町村は、人・農地プランに定めた「将来方針」の進捗状況について確認し、プランで定めた中心経営体への農地の集約化が思うように進んでいない場合には対策を検討するなど、不断の検証を行ってください。

イ 実質化された人・農地プランは、各種補助事業の要件となっていることを踏まえれば、国としても、人・農地プランを提出いただき、そのプランが実質化していると判断しがたい場合には、該当する市町村に対する質問や、改善に向けた指導等を行っていきます（3の「既に実質化されていると判断できる既存の人・農地プランの区域」及び4の「一定の要件を満たした上で「実質化された人・農地プラン」として取り扱える同種取決め等」についても同様です。）。

3 既に実質化されていると判断できる既存の人・農地プランの区域について

既存の人・農地プランのうち、以下の基準を満たすものは、2の（1）の「実質化された人・農地プラン」とみなすことができます。市町村は、「実質化された人・農地プラン」とみなせる区域と判断した場合には、その旨をホームページで公表してください。

(1) 既に実質化しているか否かの判断基準

既存の人・農地プランの区域の全部又は一部のうち、2の(1)の「実質化された人・農地プラン」とみなせる区域は、当該区域内の相当部分の農地について、近い将来の農地の出し手と受け手が特定されている区域とします。

(2) 留意事項

- ① (1)の「相当部分」とは、「過半」とします。
- ② (1)の「実質化された人・農地プラン」とみなせる区域」の範囲は、集落など実際の話合いの単位です。具体的には、市町村が主体的に判断してください。
- ③ 1集落1農場のように、集落営農組織・法人が中心経営体となっている人・農地プランについては、オペレーターや構成員となる農業者の後継者が確保されていることを確認することなどにより、将来にわたってその集落営農組織・法人の事業が安定的に継続される見込みが確認できる場合には、出し手が特定されていなくても、「実質化された人・農地プラン」とみなせます。

4 一定の要件を満たした上で「実質化された人・農地プラン」として取り扱える同種取決め等について

人・農地プランの実質化においては、農村地域における担い手の確保や農地の利用、土地改良施設の維持・更新等に関する話合いの機会を活用することが有効なことから、人・農地プラン以外の同種取決め等に定めた特定の区域において、以下の手続が講じられた場合には、2の(1)の「実質化された人・農地プラン」の区域として取り扱うものとします。

- (1) 人・農地プラン以外の取決め等に定めた特定の区域において、2で示した方法により、アンケート調査や地図による現況把握を行い、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を定めた場合には、当該取決め等の作成主体が、当該特定の区域と方針(中心経営体のリストを含む。)を定めた取決め等(話合いで活用した地図の写しを含む。)を、関係市町村の人・農地プラン担当部局に通知することとします。
- (2) (1)の通知を受けた関係市町村は、その内容を確認し、(1)に定める「特定の区域」の取決め等が実質化されていると判断した場合には、2の(2)の④に定める「検討会」の意見を聴いた上で、当該関係市町村の実質化された人・農地プランの区域とすることとします。
- (3) なお、関係市町村が、(1)の通知を受けて、当該取決め等の内容が実質化されていないと判断した場合には、作成主体に改善を促し、改めて判断します。

(注)「人・農地プラン以外の取決め等」としては、例えば、以下のものが考えられます。

- ① 多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第4の2に規定する「地域資源保全管理構想」
- ② 中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第6の2の(1)に規定する「集落協定」
- ③ 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知)第5に規定する「集積・集団化等

促進基盤整備計画」、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）別紙1-1第6の1に規定する「農用地利用集積促進土地改良整備計画」等の整備計画

- ④ 果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第1に規定する「果樹産地構造改革計画」

5 その他

(1) 工程表の作成及び公表

- ① 市町村は、人・農地プランの作成に取り組むに当たり、農家組合や集落営農等の代表や地域のコーディネーター役を担う関係機関の意見を聴きながら、対象地区ごとにその実情に応じた工程を明らかにしてください。なお、要綱第4の1の規定に基づき、別途工程表を提出している場合は、この限りではありません（工程表の様式は別紙3を参照してください。）。
- ② 市町村は、①により工程表を作成した場合には、速やかに都道府県に提出するものとします。
- ③ 都道府県は、②により市町村から提出のあった工程表の内容を確認し、気づきの点があれば市町村に確認、助言した上で、順次、地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」といいます。）へ提出するものとします。
- ④ 地方農政局等は、③により都道府県から提出のあった工程表の内容を確認し、気づきの点について確認、助言した上で、内容が適切と判断した場合には、都道府県を通じてその旨を市町村へ連絡するものとします。
- ⑤ 市町村は、④の連絡があった場合には、速やかに工程表をホームページで公表するものとします。
- ⑥ 市町村は、災害等を受けるなどやむを得ない事情がある場合には、工程表を修正することができます。なお、工程表を修正した場合には、上記の①から⑤までの手続をとってください。

(2) 人・農地プランの提出等

① 人・農地プランの提出

ア 市町村は、作成・更新した人・農地プラン及び話合いで活用した地図の写しを都道府県に提出するものとします（要綱第6の1の規定に基づき、人・農地プラン及び地図の写しを都道府県に提出している場合は、この限りではありません。）。この場合、更新した人・農地プランについては、変更箇所があるページのみ提出や変更箇所を新旧対照表方式で示した書類の提出により代えることができます。

イ 都道府県は、アにより市町村から提出のあった人・農地プラン及び話合いで活用した地図の写しのうち、年度末までに作成・更新されたものについて、翌年度の5月末までに地方農政局等に提出するものとします（要綱第6の2に基づき、人・農地プラン及び地図の写しを地方農政局等に提出している場合は、この限りではありません。）。

② 既に実質化されていると判断できる既存の人・農地プランの区域の提出

ア 市町村は、3により「既に実質化されていると判断できる既存の人・農地プランの区域」を公表した場合には、別紙2及び当該人・農地プランを都道府

県に提出するものとします。

イ 都道府県は、アにより市町村から年度末までに報告のあった内容について、翌年度の5月末までに地方農政局等に提出するものとします。

③ 「実質化された人・農地プラン」として取り扱える同種取決め等の提出

ア 市町村は、4により同種取決め等に定める特定の区域を実質化された人・農地プランの区域として取り扱えると判断した場合には、その特定の区域を定めた「同種取決め等」を都道府県に提出するものとします。

イ 都道府県は、アにより市町村から年度末までに報告のあった特定の区域を定めた「同種取決め等」について、翌年度の5月末までに地方農政局等に提出するものとします。

(3) 人・農地プランに係る個人情報の取扱い

① 個人情報保護への配慮

都道府県、市町村及び農業委員会は、人・農地プランの作成、確認等に際して得た個人情報について、個人情報保護条例等に基づき適切に取り扱うよう留意してください。

法第26条第2項の規定に基づき、2の(1)の②の「地図」を活用して、市町村が農業者の年齢別構成及び農業後継者の確保の状況その他の必要な情報を提供する場合においても、市町村の個人情報保護条例等を遵守した上で情報提供を行うことが前提となり、原則として特定の個人が識別される情報を提供するには、本人の同意を得る必要があります。仮に本人の同意が得られない場合には、農業者の年齢別構成や後継者の確保状況を割合で示すなど、条例に抵触しない範囲で、話合いの活性化に資するよう積極的に情報提供を行うように工夫してください。

② 本人に同意を得るべき事項

個人情報の取扱いにおいて、本人に同意を得るべき事項としては、以下の事項が考えられます。

ア 人・農地プランの作成に向けた地域の話合いや検討会に利用すること、作成したプランの国や都道府県への報告に利用すること及び農地中間管理機構の業務に利用すること。

イ 人・農地プランの実現に向けた取組状況の確認及びフォローアップ活動に利用すること。

ウ 人・農地プランの作成等が要件や優先配慮事項等となっている各種関連事業の申請手続等に利用する場合があること。

エ 農林水産統計調査の調査事項の確認、補完等に利用すること

オ アからエまでの実施に伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

(4) 中心経営体への働きかけ

市町村は、人・農地プランにおいて中心経営体に位置付けられるべき中心経営体の中に、2の(3)の③のアの(エ)の「基本構想水準到達者」に該当する経営体がいる場合には、当該経営体に対し認定農業者の認定を得るよう、積極的に働き掛けてください。